



栃木県公報

令和8(2026)年
6月23日(火)
第715号

目次

告示

○予定保安林..... 475

公告

○患畜の届出..... 475

○土地改良区役員の退任..... 476

○公共測量の実施..... 476

○同..... 476

○同..... 477

○開発行為の工事完了..... 477

○令和8(2026)年度屋外広告物講習会の開催..... 477

告示

栃木県告示第359号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8(2026)年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字森上2436

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字森上2436（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

公告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見し

た旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月23日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	3頭	那須町	令和8(2026)年6月12日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年6月23日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
塩那台地土地改良区	理事	高瀬 清美		那須烏山市志鳥985-1	令和8(2026).6.3	

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月23日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類
公共測量(修正数値図化 地図情報レベル2500、10000)
- 作業地域
佐野市全域
- 作業期間
令和8(2026)年6月3日から令和9(2027)年3月10日まで

○公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月23日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 作業地域
那須塩原市豊浦、小山市喜沢、下野市薬師寺
- 作業期間
令和8(2026)年6月5日から同年9月30日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、下野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 6 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図更新）
- 2 作業地域
下野市全域
- 3 作業期間
令和 8 (2026) 年 5 月 28 日から令和10 (2028) 年 3 月 17 日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 6 月 23 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
さくら市上阿久津字坂ノ上1484番1、1485番1、1485番2、1486番1、1487番21、1487番22、1504番10の一部、1508番1、1508番2、1518番1の一部、1518番2、1518番3の一部、字念仏塚1514番1、1514番2、1514番3の一部、1524番1の一部、1524番2、1524番3、1524番4の一部、1525番の一部、1526番、1527番1の一部、1528番3の一部、字一杯窪1523番1、1523番3の一部、1523番4の一部、1523番5の一部 (開発行為に関する工事) さくら市上阿久津字坂下1223番の一部、字念仏塚1528番12の一部	東京都墨田区錦糸一丁目2番1号アルカセントラル	イグス株式会社
芳賀郡芳賀町大字祖母井字赤坂道下1676番19、1676番20	芳賀郡芳賀町大字祖母井500番地	竹石建設株式会社
下都賀郡壬生町大字安塚字植竹483番1	宇都宮市今宮1丁目24番15号サンライズ今宮107	中 川 沙 也 加 中 川 貴 裕
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字台ノ原6453番5の一部	埼玉県和光市中央2丁目6番27号	柳 下 勇

○令和 8 (2026) 年度屋外広告物講習会の開催

栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第27条第1項の規定により、令和 8 (2026) 年度屋外広告物講習会を開催するので、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）第18条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8(2026)年6月23日

栃木県知事 福田 富一

1 日時

令和8(2026)年8月31日(月) 午前9時25分から午後5時まで

2 場所

宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁東館4階 講堂

3 受講定員

70名

4 講習課程

- (1) 屋外広告物の法令に関する課程
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する課程
- (3) 屋外広告物の施工に関する課程

5 受講手続

(1) 申込方法

屋外広告物講習会受講申請書に所定の事項を記入し、写真(申請前6月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)を添付の上、栃木県電子申請システム「令和8(2026)年度屋外広告物講習会受講申請」より申請すること。やむを得ず紙の申請書で提出する場合は都市政策課窓口まで持参すること(郵送では受け付けない)。

(2) 受付期間及び受付時間

令和8(2026)年7月1日(水)午前9時から同月31日(金)午後5時まで(窓口持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く)。(ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。)

6 受講手数料

3,600円

7 講習課程の一部免除

次のいずれかに該当する者については、講習課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されるので、屋外広告物講習会受講申請書にその者であることを証する書面又はその写しを添付すること。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(帆布製品製造科に係るものに限る。)を有する者、同法第44条第2項に規定する技能検定(帆布製品製造科に係るものに限る。)に合格した者又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開訓練の課程(帆布製品製造科に係るものに限る。)を修了した者

8 その他

- (1) 屋外広告物講習会案内及び屋外広告物講習会受講申請書は、栃木県県土整備部都市政策課のホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>)からダウンロードすることができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書し、角2の返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼付したもの)を同封の上、栃木県県土整備部都市政策課宛て請求すること。

- (2) 講習会に関する問合せ先

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

栃木県県土整備部都市政策課景観づくり担当
電話番号 028-623-2463

(都市政策課)